

大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中古住宅の利活用を促進し、及び子育て世帯の新生活を支援するため交付する大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中古住宅 大分市住み替え情報バンク制度要綱（平成22年12月16日施行。以下「情報バンク要綱」という。）第4条第3項に規定する大分市住み替え情報バンク空き家等登録台帳に登録された売却用の住宅（売却用の土地の敷地内に存する住宅を含む。）をいう。
- (2) 子育て世帯 補助金の交付を申請する年度の4月1日において、18歳未満の者及びその親又は出産する予定の者を世帯構成員に含む世帯をいう。
- (3) 移転 市内の住宅に転居（市内で住所を移すことをいう。）又は転入（市外から市内に住所を移すことをいう。）をし、かつ、当該住宅に住所を有することとなることをいう。
- (4) 誘導居住面積水準 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に規定する一般型誘導居住面積水準（平屋建ての住宅にあっては、同計画に

規定する都市居住型誘導居住面積水準。以下この号において同じ。)をいう。ただし、当該一般型誘導居住面積水準の算定に当たっては、次に掲げるところにより算定するものとする。

ア 第6条第5号の住民票の写しに記載されている世帯構成員の人数及び同条の規定による申請をする年度の4月1日における当該住民票の写しに記載されている者の年齢を用いて算定する。

イ 世帯構成員に18歳未満の者が3人以上いる場合にあっては、年齢が最も低い者から順次に数えて2人目までを算定に含めるものとする。

(5) 新築住宅 新たに建築された一戸建ての住宅で、建築工事完了の日から1年を経過せず、かつ、人が居住したことの無いものをいう。

(6) 親世帯 子育て世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの親を世帯構成員に含む世帯であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 世帯構成員全員が本市の市税を滞納していないこと。

イ 世帯構成員全員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係にないこと。

(7) 近居 子育て世帯及び親世帯が同一の中学校区内に居住することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のと

おりとする。

(1) 中古住宅（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）を購入し、当該中古住宅に移転をする事業

ア 第6条の規定による申請をする日において誘導居住面積水準を満たしていること。

イ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造の中古住宅にあっては、耐震性を有すると認められること。

(2) 中古住宅を取り壊した後にその敷地内に新築住宅（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）を建築し、当該新築住宅に移転をする事業

ア 中古住宅の購入の日から1年以内に登記されていること。

イ 第6条の規定による申請をする日において誘導居住面積水準を満たしていること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、国、地方公共団体その他公共的団体の補助等を受ける場合は、その補助等に係る部分の経費を補助対象経費から除くものとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす子育て世帯

の世帯構成員とする。

- (1) 補助対象事業に係る中古住宅（中古住宅及びその敷地を一体で購入する場合にあっては、当該敷地を含む。）又は新築住宅の所有権の登記名義人であること。
- (2) 世帯構成員全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 世帯構成員全員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 大分市移住者応援給付事業給付金交付要綱（令和4年4月22日施行）第3条第2項及び大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱（令和2年4月27日施行）第3条に規定する要件に該当しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認める者でないこと。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、中古住宅（中古住宅及びその敷地を一体で購入する場合にあっては、当該敷地を含む。）又は新築住宅の登記及び移転の双方が完了した日から起算して6月以内に、大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

- (1) 中古住宅（中古住宅及びその敷地を一体で購入する場合にあっては、当該敷地を含む。）の売買契約書の写し
- (2) 工事請負契約書の写し（新築住宅を建築する場合に限る。）

- (3) 中古住宅（昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造の中古住宅に限る。）の耐震性を証する書類
- (4) 中古住宅（中古住宅及びその敷地を一体で購入する場合にあっては、当該敷地を含む。）又は新築住宅に係る登記事項証明書
- (5) 申請時における子育て世帯の世帯構成員全員の住民票の写し
- (6) 申請時における子育て世帯の世帯構成員全員の本市の市税完納証明書
- (7) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (8) 親世帯の世帯構成員との血縁関係を証する書類（近居をする場合に限り。）
- (9) 申請時における親世帯の世帯構成員全員の住民票の写し（近居をする場合に限り。）
- (10) 申請時における親世帯の世帯構成員全員の本市の市税完納証明書（近居をする場合に限り。）
- (11) 補助対象経費の支払を証する書類
- (12) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するとともにその額を確定したときは、大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第3号。以下「交付決定等通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付請求書（様式第4号）に交付決定等通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(関係書類の保存)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業に係る経費の収支を明らかにした書類を、当該事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、同日以後に中古住宅又は新築住宅の登記をした補助対象者に係る補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第6条（各号列記以外の部分に限る。）の規定は、令和4年1月1日以後に中古住宅（中古住宅及びその敷地を一体で購入する場合にあっては、当該敷地を含む。以下この項において同じ。）又は新築住宅の登記及び移転の双方が完了した者について適用し、同日前に中古住宅又は新築住宅の登記及び移転の双方が完了した者については、なお従前の例による。

3 新要綱（第6条各号列記以外の部分を除く。）の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
中古住宅の購入（中古住宅及びその敷地を一体で購入する場合にあっては、当該敷地の購入を含む。）又は新築住宅の建築に要する経費	補助対象経費の額とし、30万円（近居をする場合にあっては、45万円）を限度とする。

大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付申請書兼実績報告書

大分市長

殿

住 所

氏 名

連絡先

大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金の交付を受けたいので、大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助対象経費 円

2 補助金交付申請額 円

3 他の補助等の利用の有無

4 近居の有無

5 添付書類

誓約書兼同意書

大分市長

殿

住 所

氏 名

連絡先

世帯員名

世帯員名

世帯員名

世帯員名

世帯員名

世帯員名

大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金の交付申請に当たり、私は、次に掲げる事項について誓約します。また私を含む世帯構成員全員に関し、市税の納付状況等について大分市が調査することに同意します。

- (1) 私を含む世帯構成員全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- (2) 私を含む世帯構成員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱（平成27年5月19日施行）第3条第2項に規定する要件を満たしていないこと。
- (4) 補助対象事業に係る中古住宅又は新築住宅を本人の居住の用に供すること。
- (5) 市内に補助対象事業に係る新築住宅又は空き家等以外の住宅を所有しており、その住宅に現に人が居住しておらず、又は近い将来において居住しないこととなる住宅については、大分市住み替え情報バンク制度要綱（平成22年12月16日施行）第4条に規定する空き家等の登録を行い、又は適切な管理に努めること。
- (6) 市が実施するアンケート等に対して協力すること。

大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金
交付決定通知書兼額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請及び実績報告のあった大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金について、次のとおり交付を決定するとともにその額を確定したので、大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金の交付確定額 円

3 補助の条件

大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付請求書

大分市長 殿

住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定及び額の確定を受けた大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金について、大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 添付書類

3 振込先

振込先	
金融機関名	支店名
口座種別	口座番号
口座名義	ふりがな